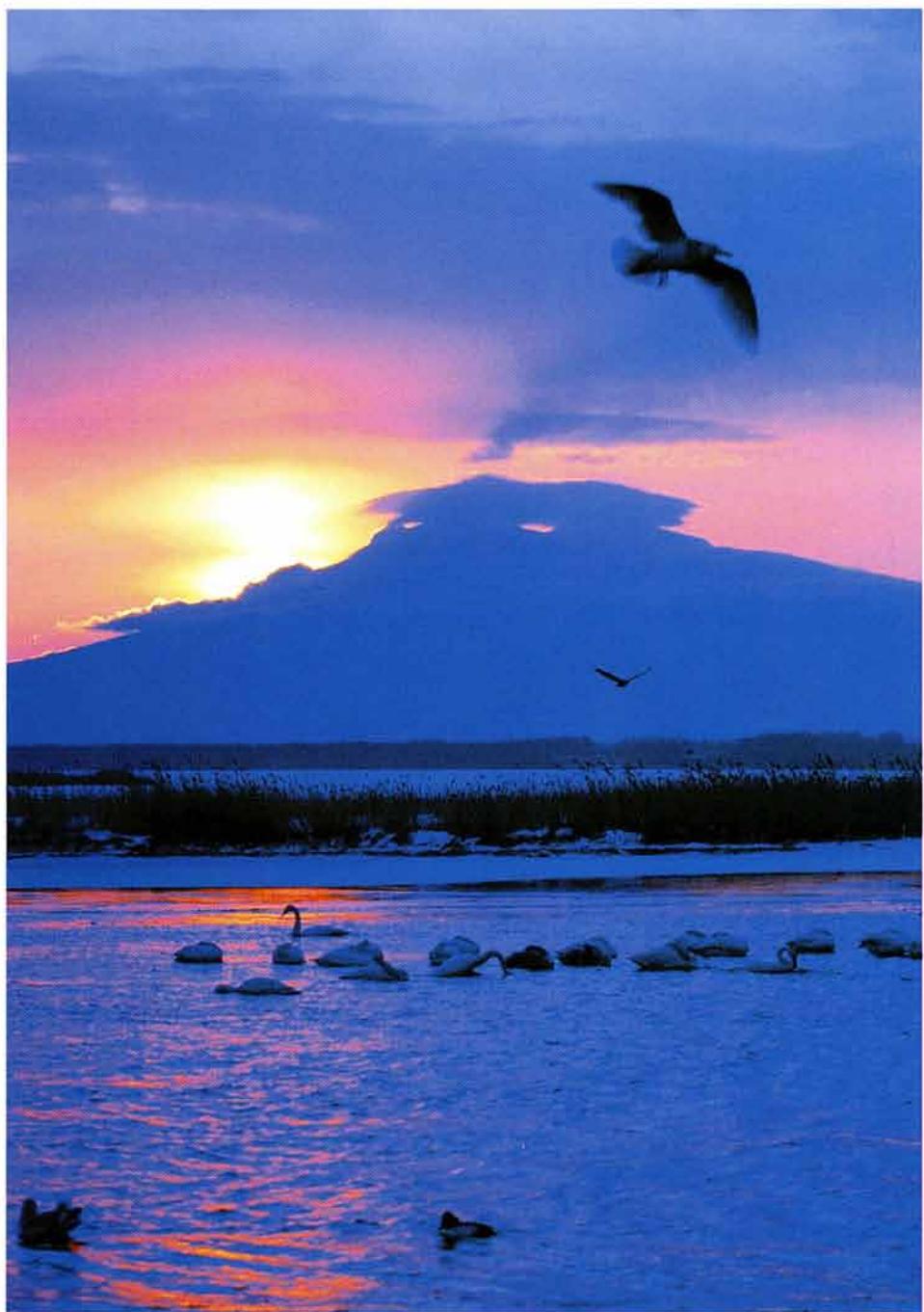


2008.2.15

# 釧路司法書士会報

発行所／釧路市宮本1丁目2 釧路司法書士会 編集／会報編集委員会



Vol.107

ブロックどさんこ基金（藤井誠二）  
研修の話し（久保信行）ほか

# 107号目次

## CONTENTS

- 3 新年の挨拶 釧路司法書士会会长 中村圭佐
- 3 臨時総会結果
- 4 北海道ブロック「どさんこ基金」について 副会長(司法アクセス支援委員) 藤井誠二
- 5 土地家屋調査士会から  
新年を迎えて 釧路土地家屋調査士会長 菊地勇
- 6 冬をたのしむ
- 7 研修の話し  
「三重奏」 十勝支部 久保信行
- 8 成年後見の話し  
「制度のさらなる利用促進のために」  
(社)成年後見センター・リーガルサポート釧路支部長 佐々木富昭
- 9 商業登記スペシャリスト養成塾に参加して 釧根支部 佐藤正樹
- 10 苦節(屈折)50年 十勝支部 河合恒生
- 11 新入会員紹介 北網支部 池田義弘
- 12 会員の動き
- 13 業務日誌
- 14 編集後記 十勝支部 小林伸兼

### 《表紙の写真》

#### 斜里岳より昇る初日の出

ラムサール条約登録湿地 潤沸湖より望む

写真提供 (株)北研社



## 新年の挨拶

釧路司法書士会会长

中村 圭佐

新年、明けましておめでとうございます。

まずもって、昨年の「全国一斉多重債務者相談ウィーク」の釧路弁護士会との共催相談事業に、ご理解ご協力いただき、ありがとうございます。はじめての弁護士会との事業で問題などもありましたが、6会場での電話・面接相談数163も多く、大きな成果が得られたと思います。

また、臨時総会を開催、会則変更し本人確認・意思確認が厳格化されました。

その理由は、①司法書士コンプライアンスの基準確立、②司法書士自治の確立、③司法書士の将来に向けた基盤整備、④犯罪収益移転防止法への対応として位置づけしております。従来やるべき「人・意思・もの」をきちんと確認しなければならない本来の姿であります。ただ、問題なのは、「依頼者等の本人確認等に関する規定」の内容を詰めなければなりません。

新年すぐに実施される、不動産登記オンライン

イン申請利用促進策への対応についても、各事務所において進められていることと思います。

今まで述べたもののほか、戸籍法の改正等、日司連における事件数割会費の変更、司法書士呼称の変更問題等多くの事項が山積しております。

これらのことを考えますと、本年も同様に、未知の作業と万全の準備の年、余断を許さない年、まさに忙しい年になるとも言えます。何が基本で、何が特別なのか、何が当たり前なのか、良く分からなくなっています。

何にせよ、役員一丸となって対応してまいりますが、会員皆様のより一層のご協力をお願い申し上げます。

最後になりましたが、今年一年が、皆様そしてご家族が健康で、釧路司法書士会が実り多い年となるよう祈念して、新年の挨拶と致します。

## 第41回臨時総会の結果

日 時	平成19年11月18日(日) 午後2時
場 所	釧路市幸町3丁目3番地 「釧路市観光国際交流センター」
会 員 数	92名
出席会員数	89名（本人出席31名、委任状出席58名）
議案第1号	釧路司法書士会会則一部改正案承認の件 可決確定（賛成76、反対13）

この度の会則改正は、「依頼者等の本人確認」に関するものであります。この後、会則認可を経て、理事会において具体的基準づくりに入ることとなります。

本件の概要については、本臨時総会の案内文書に添付されております。



## 北海道ブロック「どさんこ基金」について

釧路司法書士会副会長（司法アクセス支援委員）

藤井 誠二

1. 北海道ブロックでは、司法過疎地域における新規開業者を支援するために、司法アクセス支援基金（以下「どさんこ基金」という）を予算化し、具体的な事業として執行しています。

そこで、これまでのどさんこ基金の運営、管理並びに利用状況について御報告します。

2. 「どさんこ基金」は、地域司法サービスの拡充を図るため平成17年度のブロック定期総会に於て創設されました。

どさんこ基金の貸付については、「①司法過疎地域において、②簡裁訴訟代理等関係業務を行う司法書士事務所の開設、運営維持費支援のため」であることが明確な要件となっており、その要件を満たすか否かの判断は、司法アクセス支援委員会（札幌会2名、函館、旭川、釧路会各1名の合計5名の委員で構成）の決議によることになります。

3. 基金の貸付を受けるためには、開業予定地が司法過疎地域と認定されることが第一の要件となります。司法過疎地域とは？

基金運営細則によれば、(1)当該地域に事務所を置く司法書士の数が原則として2名以下の場合をいいます。(2)前項の条件を満たさない地域においても、委員会において地域住民の司法アクセスの機会が不十分であると決議したときは、当該地域を司法過疎地域と認定します。

これまでの貸付事例の中では、開業予定地での司法書士は3名存在するが、簡裁

訴訟代理権を有する認定司法書士が1名であった場合、あるいは開業予定地の近隣町村をも広く含めると、司法アクセスの機会が不十分であると判断し貸付を実行した場合もあります。又、司法書士1名に対する貸付限度額は、年間100万円で、5年内に全額返済（分割又は一括）しなければなりません。但し、無利息です。

4. これまでに（H19. 12. 31現在）どさんこ基金の貸付を受けた司法書士は7名になりますが、その内4名は釧路会の会員です。貸付を受けた各会員の事務所経営は、これまでのところ順調に展開している模様で、補助者を複数採用し、繁盛している事務所もある様です。

5. 高齢化社会は、我々司法書士業界にも押し寄せて来ています。日司連のアンケート調査によれば、司法書士数が10名未満の道内地域の年代別構成は、70歳以上の会員が1～2名しか存在しない地域が10ヶ所もあります。近い将来、司法書士ゼロ地域となる可能性を秘めていますので、釧路会も今のうちに司法過疎問題に取り組む必要があると共に、高齢者会員の後継者問題にも対応していかなければなりません。

そこで、「どさんこ基金」を利用し、過疎地での新規開業を目指している方などに対する情報を是非お寄せ下さい。御協力よろしくお願い致します。

## 土地家屋調査士会から



### 新年を迎えて

釧路土地家屋調査士会会长 菊 地 勇

司法書士会の皆さん明けましておめでとう御座います。輝かしい新年をお迎えのことと心よりお慶び申し上げます。

何時も当会に対しご理解とご指導を戴き有り難う御座います。本年も相変わらずのお付き合いの程をお願い致します。

さて昨今の日本経済は、輸出関連などを中心に全体的には回復基調にあると言われておりますが、原油価格の高騰など株式市場の低迷等により先行きが懸念されているところであります。北海道は一次産業が主体ではありますが、公共投資も大きなシェアを占めてきましたが、この所の公共投資は最盛期の3分の1までに落ち込み、各自治体も力をなくし道内経済に及ぼす影響はすこぶる大きいものとなっております。

昨年は建築基準法の見直しによる建築確認申請の停滞が大きく影響し、新築建物の件数が全国的に減少しました。又その影響も両士会にあったと聞いておりますが、昨年暮れの法務局年末挨拶の時点では総体的な件数は横ばいであると聞いて少しほっとした思いもありました。

一連の法改正による我々を取り巻く環境も変化しつつあります。当連合会ではオンライン登記申請の促進についてIT戦略会議「オンライン利用率を2010年までに50%以上とする」目標が設定され、連合会としてもこの要請に応えて促進PTを立ち上げて、ブロック、単位会もエキスパートの育成に乗り出しました。実現性については未知数ですが、これまでより前進することと期待しています。

又特別研修も今年で3回目となり裁判外境界紛争解決センターの立ち上げの準備に入り、弁護士と協働となっているので、現在それに向け話し合いながら成案を作成していくことになりますが、司法書士会の方にもご相談申し上げることが多々あろうかと存じますが、その節には宜しくお願ひ致します。

その他筆界特定制度も新設されましたが、大都会では相当数の事件が扱われているようです。北海道は全国的に一番少ないと聞いており、原因は地図にあるものと思われます。

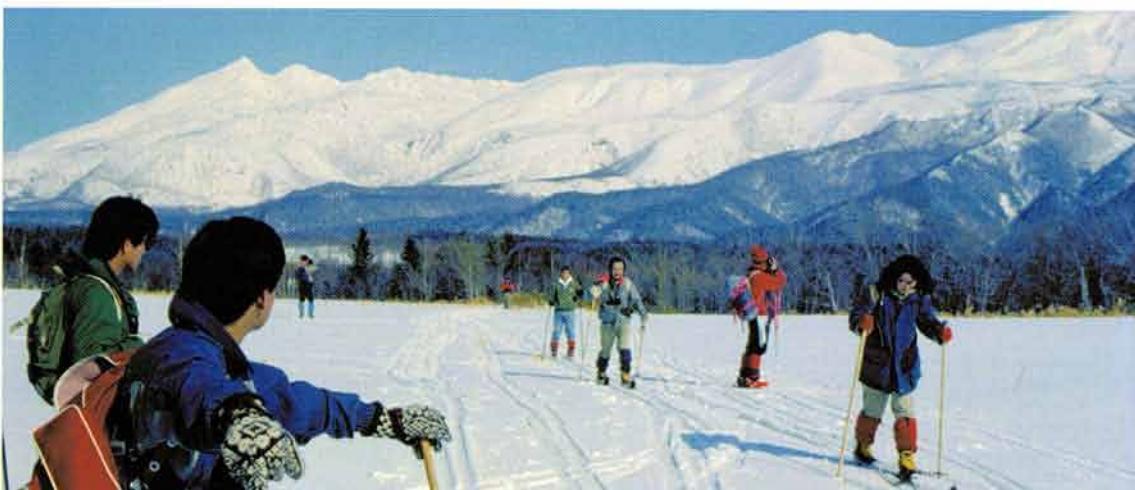
当会の広報部長よりこういう訳だから原稿を書いてくれと言われ、司法書士会への原稿は初めてなので何を書いて良いのか分からないまま思いつきを書きましたが、何れにしても両会は車の両輪でありますのでお互いに協力しながら会の運営をしていきたいと思いまので本年も宜しくお願ひ致します。

## 冬を楽しむ

写真提供：網走観光協会・知床斜里町観光協会



網走湖のワカサギ釣り



知床連峰を望んで…



流氷ネイチャリング

## 研修の話し



### 「三重奏」

十勝支部 久保信行

寒い日が続いているますが皆さん、いかがお過ごしでしょうか？

どうも。帯広支部の久保です。

この度は伝え聞くところによると、帯広市の野村先生からの推薦により、会報の原稿のご依頼を頂くに至ったそうですが、この度の会報への寄稿依頼以前にも、野村先生からは、帯広支部の理事、中央研修所所属と、いろいろとご推薦をいただいております。

それはまるでサッカー元日本代表の中田英寿選手が、日本人FW（フォワード）の実力を世界レベルに押し上げるために繰り出す「キラーパス」のようです。

これらは全て、野村先生の僕に対する期待の裏返しだと信じ「世界の久保」を目指して、自分磨きに精進することを誓う今日この頃…。

しかし、作文などというものは大学時代に書いたレポートが最後で、それ以来誰かに見せる文章など書いたことがありませんから、お見苦しい部分も多々出てくるとは思いますが、皆さん、しばしお付き合い下さい。

あ、そういえば（早速お見苦しい）昨年12月1日と2日の両日、帯広市で行われた債務整理業務の研修会の際には、会員皆さんから多くのご協力をいただき本当にありがとうございました。

初めて準備に携わった研修会で、いろいろと不手際もありましたが、お陰様で無事に終わりました。

今後ともご協力のほど、お願い致します。

タイトルの「三重奏」についてですが、現在ぼくが日司連の中央研修所所属、釧路会の研修担当、帯広支部の研修担当と、異なる3つの団体で研修に携わっていることによりま

す。

「三重苦」と迷ったのですが、そんなことを言ったら怒られそうなので「三重奏」にしました（結局言っちゃったけど）。

最近、釧路会と帯広支部の方は研修事業が落ち着いて来ている（それでいいのかどうかは別として）ので、一番多くの時間を割いているのが、中央研修所です。

中央研修所の中でも、ぼくが所属しているのは新人研修部という部署で、文字通りこれから司法書士になる（またはなったばかりの）人のために行う新人研修の内容の検討・研修開催の段取りなどが主な業務です（とは言っても、見るもの、聞くことの全てが初めてのことばかりですから、はっきり言って今のところ何の役にも立っていない気がします。）。

実は、この原稿を書いているまさに2日前まで、平成19年度の中央新人研修にスタッフとして参加しておりまして、現在も茨城県つくば市では新人研修の真っ只中のはずです（今、平成20年1月23日です。）。

新人研修にスタッフとして参加してみて、やっぱり思い出すのは自分が新人研修を受けた時のことですねえ。

ぼくは平成12年に試験に合格して、1年間補助者をやったあと平成13年度の新人研修に参加しました。この年が、初めてのつくば市での開催だったそうです。

当時の講師の先生方には大変申し訳ないことなのですが、思い出されるのは講義が終わった後に、同じ札幌（当時札幌会所属だったので）の仲間達とお酒を飲んだことや、同じホテルの仲間達とお酒を飲んだことや、それ以外の仲間達とお酒を飲んだことや、たま

に勉強したこと。

「今、いろんなところから復代理申請の仕事が来ているのは、あの時に一緒に飲んだお酒があったからである。」と自分を正当化しておりますが、それから7年（あれ？6年かな？）が経ち、オンライン（半オンライン）申請が定着して復代理申請が来なくなる兆しが見受けられる今日この頃、今年の新人研修の講義を見て感じたのは、「もっとちゃんと講義聞いときゃ良かったなあ。」

今回の新人研修、司法書士の卵である受講生の前では涼しい顔をしてスマートな立ち居振る舞いをしますが、受講生が全員ホールに入ると、スタッフ全員ホールの外でテキストを開いて一緒にお勉強です。必死です。

どのスタッフも口をそろえて言うのが、「今になって、新人研修のありがたみがわかる。」ということでした。

## 成年後見の話し



### 制度のさらなる利用促進のために

(社)成年後見センター・リーガルサポート

釧路支部長 佐々木 富 昭

#### 1. 広報活動の工夫

例えば、悪質商法による被害救済のために取消権を行使するとして、クーリングオフ、消費者契約法に基づく取消し、詐欺取消し、錯誤無効などに比べて、成年後見制度を利用していると、きわめて簡易有効に取消することができます。

なかでも補助の制度は、日常生活には支障はないけれども重要な財産上の契約をするには不安があるとか、元気だけれども欺されやすいという場合にも本人の希望により利用できるため、制度を必要に応じて上手に利用するなら、本人も親族もより安心して暮らすことができる優れた制度と考えます。

また、親族補助人は、必要に応じて専門家に委任できるとすれば、補助人の心理的負担

ぼくは答えます。「楽しきやいいんじゃない？」と。

そんな訳で、長々と書いてしまいましたが、これから釧路会の研修会は、「楽しい研修会」を目指して頑張って行こうと思います（ぼくが勝手に言っているだけですけど）。

たぶん、研修会が楽しくなったら、ぼくの三重苦も三重奏に変わりますよね？（また三重苦って言っちゃったけど）

研修会を楽しくするには、言うまでもなく皆さんひとりひとりの自己研鑽が当然に必要となってきます。この仕事、つくづく大変だなあって思いません？（今さらやめられないけど）

それでは次なる野村先生のキラーパスに怯えつつ、ペンを置きます。

ご機嫌よう。

は軽く、いいことづくめの制度です。

にもかかわらず、補助開始の件数が後見補佐に比べて少ない理由は、元気な本人にとつて能力の衰えを認めることへの抵抗感があるためかと思われます。

新年度は、利用者の抵抗感があることをふまえて「元気でも欺される」とことと制度活用の利点を理解していただくよう、分かりやすい広報活動をしたいと考えております。

#### 2. 入会のお願い

成年後見制度の申立件数は年々増加しておりますが、車の両輪と言われる介護保険制度の利用件数や認知症患者の数と比較してまだ少ないと言われております。

この原因の一つとして、弁護士、社会福祉士を含む専門職後見人の数不足が指摘されて

おります。当支部においても19名の会員が広域に点在しており、支部としてのサポート体制も確立しているとは言えず、会員個々の負担が大きくなっている状況です。

後見人候補者拡充をめざす市民後見人養成講座の研修ビデオでは、法律の専門知識がなくとも自身の金銭管理ができるひとなら後見人になれる。団塊世代の社会貢献として、年齢の順番ではなく、元気なひとが弱ったひとを支え合う社会の構築をめざしましょうと訴えています。

今後、市民の関心の高まりと共に、司法書士に対して成年後見に関する依頼が増加するものと予測され、業務に際しては制度の基本理念に基づいた判断が求められると考えます。これら流れに対応すべく引き続き当支部会員の拡大をめざしておりますので、皆様には後見制度に対する一層のご理解を賜り、是非ご入会いただき重ねてお願い申し上げ

ます。

### 3. 関係団体との連携

もう一つの懸案、関係団体との連携による見守りチーム作りについては、具体化できそうな手応えを感じております。この度、釧路市において市民後見人養成講座開催の企画があり、リーガルとして参加協力するなかで包括支援センター、総合相談支援センター、PTA、市福祉課、介護事業所、家族会などの方々との率直な意見交換ができました。関係者は、釧路から発信しようとの意気込みで取り組んでおりますのでリーガルとしてもできる限りの協力体制を整えていきたいと考えております。

以上のようなことを考えて、力不足ではありますが前向きに努力いたしますので宜しくご協力の程お願い申し上げます。



## 商業登記スペシャリスト養成塾に 参加して

釧根支部 佐 藤 正 樹

### [1] はじめに

私は、ほぼ毎月1回、東京に行っています。金曜日の夜8時過ぎの飛行機に搭乗し、日曜日の昼には帰宅しています。

「商業登記スペシャリスト養成塾」に参加しているためです。

### [2] 養成塾の概要

養成塾は、平成19年4月から平成20年3月まで（8月、12月を除く）、毎月第2土曜日午後1時～6時（1コマ90分、計30コマ）に行われています。

受講料は21万円（税・テキスト代込み）で、参加者は約70名です。主催者は有限責任中間法人商業登記倶楽部、日本司法書士会連合会が後援者です。

開設目的は次のとおりです（商業登記倶楽部のHPから引用）。

『新会社法の理念ともいべき規制緩和に基づく「定款自治の拡大と自己責任・法令順守』

は、司法書士の行なう商業登記業務にも、大きな質的变化をもたらすこととなった。すなわち、たんなる「商業登記申請書類の作成とその申請代理」から「商業登記をベースとする商事法務」への発展である。今こそ、商業登記倶楽部の合言葉である“会社法を司法書士の手に”を実現する最大のチャンスといえる。

そこで、商業登記倶楽部では、新しい会社法の時代にふさわしい司法書士を養成するとともに各単位会において会社法分野のリーダ的存在となる司法書士を養成するため本塾を開設することとした。』

### [3] 感想

毎月1回、ただ行っているだけというが正直なところです。講義では申請書の記載要領や添付書類に関する事項などを学べるわけではありません。テキストは「商業登記全書」（全8巻 中央経済社）ですが、全巻揃って

いるわけでなく、テキストに従って講義されるわけでもありません。

では、「つまらないのか」と問われれば、「そんなことはないよ」というのが、私の回答です。月に1度東京へ行くのは最初こそ観光気分ですが、ほぼ毎月となれば結構大変です。それなりに出費もあります。けれども、それ以上の内容の講義を著名な先生からいただけます。会社法の立案担当者をはじめ、実務最前線で活躍している同職など、会社法のプロ中のプロと接することができます。この点がこの養成塾の魅力といえるかもしれません（講師陣や講義日程はHPをご覧いただけます）。

#### [4] 具体例

たとえば、中央大学法科大学院の野村修也教授の講義は大変刺激的でした。

開講初日の4月14日とアンコールに応えて10月13日に再登場で講義いただきました。2回目の講義の締めくくりに、新会社法を遊び場にたとえて次のようなことをおっしゃいました。

「新会社法では、広い遊び場を用意しました。みなさんが自分で考えて、いろいろ遊べるようにしています。ですが、今のところ、広場の真ん中辺りに集まって、今までと同じような遊具で遊んでいます。皆さんが利用者の手を引いて、こっちのほうにはこんな遊具があるよ。あっちのほうではこうやって遊ぼうよ、というふうに利用者の手を引いていっ

て下さい。」

早稲田大学大学院法務研究科教授の稻葉威雄先生（元法務大臣官房審議官、元広島高等裁判所長官）のお話しも興味深いものでした。先生は、昭和56年商法改正の立案担当者で、新会社法の立案のあり方も含めその内容に批判的であることで知られています。

私は勝手に、厳しくて、難しい内容の講義になるのかなと想像しました。

ところが、大変わかりやすい表現で、会社と法律に関するイメージを抱くことができました。

#### [最後に]

昨年、全国の商業登記を取り扱う登記所が、510庁から80庁に統合されると発表されました。また、企業の社会的責任（CSR）とコンプライアンスに関する話題は、もはや特別な事案ではなく、一般的なものになったといえます。

たしかに、司法書士の職域は拡大し、登記以外の分野での活躍も盛んになってきていることは喜ばしいことです。けれども、商業法人登記や広く企業法務に関して司法書士の果たすべき役割が縮小したわけではないと思います。

依頼者のために、必要に迫られ書籍を紐解く機会がますます増えそうです。わかりにくく評判の会社法ですが、著名な講師にお目にかかることで、多少なりとも食わず嫌いが改まったような気がします。



## 苦節（屈折）50年

昨年11月1日私はいい年をして感激に震え涙した。大声で「バンザイ」を繰り返し、家族は呆れ顔で私を見ている。

苦節50年、半世紀も待っていた瞬間なのである。

私の愛するプロ野球チームが53年ぶり、二回目の日本一になった瞬間なのである。

子供の頃からその球団が好きだった。とにかく好きだった。

十勝支部 河合恒生

それから半世紀、心変りもしないでその球団を愛し続けた。

しかしこれが私の心を不幸にする始まりであった。

当時から最近まで野球は巨人の一辺倒で、とても人前でその球団のファンとは言えなかつた。なぜか恥ずかしく、馬鹿にされそうで……今でも言えません。

過去のその球団はいつも堀内にやられ、長

嶋、王に打たれ、江川にやられ、原に打たれ……思い出すのも嫌だ。

そして野球の見かたが変わってしまった。家族からはこの見かたを「屈折」していると言われる。

屈折の一部を披露しますと……

1. 巨人のみ全試合負けることを神に願う。
2. TV中継は巨人が負ける楽しみのみのため見る。
3. 巨人が負けた日は我愛する球団が負けても悔しくない。
4. その球団の勝敗を聞く時、必ずこう聞く。「今日阪神や広島はどうだった。」

決してその球団のファンであることを悟られないよう対戦相手のことを聞く。

「阪神勝ったよ。」

「……」聞かなければ良かった。

最大の屈折はこの2、3年前から発生している。それは最近その球団が強くなつて来ているからである。

今世紀になってからの最強チームになりつつある。3年で2回もレギュラーシーズンを優勝してしまった。

私は困る。ファンとしてついて行けない。何十年も、今年こそ優勝と夢見て、何十年

も裏切られ、諦めの気持と、一種負ける喜びさえ？身についてしまっているので、かつての巨人みたいな常勝チームにはなってほしくない。

10年か5年に1回喜びを与えてくれるだけでいいのである。

一昨年札幌での日本シリーズにその球団のユニフォーム姿で三日間応援に行った。

結果は三連敗、目の前で新庄の涙とハムの胴上げを見せつけられてしまった。

悔しくて帰り道居酒屋でやけ酒を飲もうと入ったら、「お客様、今日はハムが勝ったからビール一杯無料です。」と来た。

馬鹿野郎誰がそんなもの飲めるか……までよ「タダか、仕方無い、一応もらおうか…」

今年はその球団の本拠地でおいしい無料のビールを味わって来ます。(その間に本人確認の依頼あつたらどうしよう。)

実は執務の参考になるような題でと思っておりましたが……編集委員の先輩より日本一になった“そのチーム”的ことを書けど命令があり……どうして私がファンであることが知れたのだろう。また50年間の思いを2、3枚にまとめろとの酷な命令もあり今でも逆らえないので辛い所です。

## 新 入 会 員 紹 介

入会のご挨拶  
北網支部 池田義弘



ご挨拶遅くなりました、皆様方のお仲間入りすることになりました、池田義弘と申します。

私は、昭和62年12月1

日付で、省庁間配転で林野庁北見営林局から釧路地方法務局本局登記部門に配転しまして、その後遠軽、美幌、足寄、遠軽と勤務し北見支局を最後に平成16年3月31日42年間の公務員生活に終止符を打ち退職。その後財団法人民事法務協会に採用され、平成16年4月1日から19年2月28日の期間北見支局、網走支局でコンピューター移行作業に携わり退職、その後開業の準備をし、開業することとなりました。開業するにあたり、配属研修をH先生とM先生の事務所で受けさせて戴きあらためてこの紙面をお借りして、両先生にお礼申しあげます。1ヶ月の短い研修でしたが、業務に必要な資料を戴いたり、業務上の注意点等

について色々教えて戴き、大変よい経験と勉強をさせて戴きました。

開業して感じたことですが、一国一城の主になることは、なまやさしいものではない、年齢がいってからの開業は大変である。目に見えないプレッシャー、重圧、ストレス、年齢がいくと気力、体力の衰えがある。開業は少しでも若い時が良いとつくづく感じました。

現在の司法書士界は大変換期、本人の確認・意思確認の徹底、不動産登記のオンライン申請の利用促進、避けて通れない問題である。特に本人確認・意思確認義務違反による懲戒処分の多発は、今までなかった、一体どうなってしまったかと思うのは私だけなのでしょうか。

開業前から少し体調を崩し、司法書士としての重責を全うできるか少々不安なところもありましたが、体力の許す限り、少しでも心にゆとりをもって、一歩一歩、進んでいきたいと思っています。皆さん宜しくお願ひいたします。

## 釧路司法書士会 会員の動き

☆入会



池田 義弘殿  
(北網支部)

生年月日 昭和18年10月6日  
登録年月日 平成19年9月4日  
登録番号 釧路 第204号  
事務所住所 北見市青葉町4番6号  
電話番号 0157-57-4107  
FAX番号 0157-57-4108  
自宅住所 北見市青葉町8番41号  
自宅電話 0157-24-9165

☆入会



酒井 勝己殿  
(十勝支部)

生年月日 昭和45年10月30日  
登録年月日 平成20年1月9日  
登録番号 釧路 第205号  
事務所住所 中川郡幕別町札内中央町330番地の63  
電話番号 0155-55-5515  
FAX番号 0155-55-5518  
自宅住所 中川郡幕別町札内中央町330番地の63  
自宅電話 0155-55-5515

☆退会

堀川 清殿 退会年月日 平成19年10月31日  
(北網支部) 登録番号 釧路 第55号

内藤一恭殿 退会年月日 平成19年12月31日  
(釧根支部) 登録番号 釧路 第120号

土田良男殿 退会年月日 平成19年12月31日  
(北網支部) 登録番号 釧路 第109号

榎本信一殿 退会年月日 平成19年12月31日  
(北網支部) 登録番号 釧路 第70号

狩野日出男殿 退会年月日 平成20年1月8日  
(北網支部) 登録番号 釧路 第15号

**登録事項の変更**

・宅原 士朗 殿 (帯広支部)  
 (新自宅住所) 〒083-0092  
 中川郡池田町字東2条7番地の49  
 (平成19年12月27日届)

・赤堀 彰治 殿 (釧根支部)  
 (新事務所所在地) 〒088-1151  
 厚岸郡厚岸町真栄1丁目205番地  
 (平成20年1月8日届)  
 (新自宅住所) 〒088-1151  
 厚岸郡厚岸町真栄3丁目75番地

## 釧路司法書士会業務日誌 (平成19年9月~12月)

### 9月

- 1日(土) 自治体職員向け多重債務対策支援講座  
 於：北海道建設会館（中村会長・野村副会長・河合監事・木村佳子会員）
- 5日(木) 事務局員面接・採用 渡部真由美
- 7日(金) 福祉医療機構事務処理 於：事務局
- 10日(月) 平成19年度十勝地区民事法律扶助業務研修会 於：帯広ワシントンH
- 13日(木) 在釧理事会 於：事務局
- 16日(日) 成年後見研修会 於：釧路まなぼっと
- 17日(月) 全国一斉敬老の日無料相談会  
 於：相談センター
- 18日(火) 登録交付式【池田義弘 氏】  
 於：事務局
- 20日(木) 会長会 於：日司連ホール
- 21日(金) 会長会 於：日司連ホール
- 22日(土) 平成19年度専門業務研修会『財産管理業務分野』 於：ウエルシティ札幌
- 26日(水) 住宅金融支援機構事務処理 於：事務局
- 29日(土) 業務研修会『企業法務』 於：釧路東急イン



渡部真由美さん

### 理事)

- 3日(木) 補助者申請  
 【赤堀彰治事務所 小林徹 殿】
- 4日(木) 無料法律相談 於：釧路まなぼっと・中標津役場  
 在釧理事会 於：事務局  
 福祉医療機構事務処理 於：事務局
- 5日(金) 無料法律相談 於：北見市民会館
- 6日(土) クレサラ学校第一期生卒業記念研修会 於：札幌コンベンションセンター
- 8日(月) 無料相談十勝支部 於：とかちプラザ
- 9日(火) 裁判所委員会
- 12日(金) 電子政府推進協議会 於：札幌第一合同庁舎（森支部長）
- 13日(土) 北海道・東北ブロック合同協議会  
 於：仙台ホテル松島大観荘
- 14日(日) 北海道・東北ブロック合同協議会（中村会長 野村副会長 有賀理事）
- 15日(月) 平成19年度北網地区民事法律扶助業務研修会 於：北見ホテル黒部
- 16日(火) 一日合同行政相談 於：釧路市役所（金倉会員）
- 17日(水) 釧路地域中小企業支援センター『なんでも個別相談会』 於：道東経済センター（中川会員）
- 18日(木) 一日合同行政相談 於：帯広藤丸デパート（村瀬支部長）
- 20日(土) 年次制研修会 於：北見市芸術文化ホール
- 21日(日) 理事会 於：事務局

### 10月

- 2日(火) 第22回えせ同和行為対策関係機関連絡会 於：釧路地方合同庁舎（佐渡

釧路司法書士会会報編集委員会

平成20年2月15  
(第103回)

会報編集委員

本間利夫 小林伸秉

担当副会長 藤井誠

印刷(株)北研社

- |        |                                                          |        |                                            |
|--------|----------------------------------------------------------|--------|--------------------------------------------|
| 22日(月) | 補助者申請<br>【藤田陽一事務所 藤田美歌子 殿】                               | 22日(木) | 在鉄理事会 於：事務局                                |
| 23日(火) | 平成19年度日本支援センター釧路<br>地方協議会 於：道東経済センター<br>ビル5F（中村会長）       | 26日(月) | 補助者申請 【野村一仁事務所<br>谷本七重 殿】                  |
| 26日(金) | 全国研修担当者協議会 於：日司<br>連ホール（近江会員 榎本会員）<br>住宅金融支援機構事務処理 於：事務局 | 27日(火) | 臨時会長会 於：日司連ホール                             |
| 30日(火) | 住宅金融支援機構事務処理 於：事務局<br>福祉医療機構事務処理 於：事務局                   | 28日(水) | 臨時会長会 於：日司連ホール<br>住宅金融支援機構事務処理 於：<br>事務局   |
|        |                                                          | 29日(木) | 補助者申請 【畠山要藏事務所<br>畠山ミエ子 殿】                 |
|        |                                                          | 30日(金) | 住宅金融支援機構事務処理 於：<br>事務局<br>福祉医療機構事務処理 於：事務局 |

11月

- 6日(火) 在釧理事会 於：事務局  
8日(木) 登録面接 於：事務局  
多重債務者相談ウィーク打合せ  
於：弁護士会館  
10日(土) 業務研修会『新融資制度（ABL）』  
於：北見市芸術文化ホール  
会報編集委員会 於：北見 炉談  
11日(日) 業務研修会『ゲートキーパー法中  
間省略登記』 於：北見市自然休養  
村センター  
14日(水) 補助者申請 【上野裕司事務所  
細田美里 殿】  
16日(金) 福祉医療機構事務処理 於：事務局  
17日(土) 北海道ブロック司法書士協議会理  
事会 於：北海道厚生年金会館（中  
村会長）  
18日(日) 第41回臨時総会 於：釧路市国際  
観光交流センター  
21日(水) 多重債務者相談ウィーク打合せ  
於：弁護士会館

12月

- 1日(土) 業務研修会『債務整理分野修得』  
於：帯広市東コミュニティセンター

2日(日) 業務研修会『債務整理分野修得』(2  
日目) タク

5日(水) 福祉医療機構事務処理 於：事務局

8日(土) 全国司法書士会司法過疎対策担当者  
会議 於：日司連ホール(野村副会長)

11日(火) 在訓理事会 於：事務局

15日(土) 全国一斉多重債務相談ウィーク  
於：釧路・帯広・網走・北見・根室・  
中標津

21日(金) 登録面接【酒井勝己氏】 於：事務局

22日(土) 司法書士制度広報ブロック会別説  
明並びに意見交換会 於：札幌司  
法書士会館(中村会長、藤井副会長)

25日(火) 住宅金融支援機構事務処理 於：  
事務局

28日(金) 法務局年末挨拶

1月の発行予定が大変遅れての発行となってしまいました。会員並びに早くから投稿して頂いた皆様にお詫びいたします。

本号に佐々木先生より成年後見に関する投稿を頂きましたが、昨年は私にとっても成年後見について考えさせられる一年になりました。

今後とも会報の充実のため、御協力をお願いいたします。

十勝支部 小林伸兼